

○春日部市安定した給水に係る配水管整備に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日部市水道事業の給水区域において、配水管網の充実により、安定した給水の確保を図るため、市民からの要望に基づき、水道事業管理者が新たに配水管整備を行う場合の基準及び手続について定める。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 管理者とは、春日部市水道事業管理者をいう。
- (2) 申請者とは、配水管が布設されていない道路等へ配水管整備を要望する者をいう。
- (3) 配水管整備とは、配水管が布設されていない道路等へ管理者が配水管を布設することをいう。
- (4) 配水管とは、浄水場から各家庭などに水道水を供給するために管理者が布設した管をいう。
- (5) 給水管とは、配水管から分岐して布設された管をいう。
- (6) 連合給水管とは、1本の給水管に対して複数の分岐がある管をいう。
- (7) 道路とは、建築基準法上の道路（昭和25年法律第201号）第42条第1項1号から5号及び第42条第2項に規定する道路をいう。
- (8) 私道とは、建築基準法上の道路で、個人又は団体が所有している土地を道路として使用している区域をいう。

(適用基準)

第3条 配水管整備の適用基準は、給水管の給水不良又は維持管理上支障があるもので、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 連合給水管から給水している戸数が、別表第1に定める戸数以上であること
- (2) 配水管を整備しようとする道路が、既設配水管が整備されている道路に接していること。
- (3) 配水管を整備する道路は、支障となる地形、自然条件等がなく、技術的に施工が容易であり、また、整備後の維持管理に支障がないこと。
- (4) 配水管を整備しようとする道路等に埋設されている給水管より給水を受けている全ての給水管の所有者が、配水管への切り替え及び廃止に同意していること。
- (5) 配水管を整備しようとする私道においては、登記簿上公衆用道路であり、現に

公衆の用に供されていること。

(6) 配水管を整備しようとする私道においては、配水管が存続される期間、土地所有者が管理者に対して所有地の無償占用及び配水管整備、維持管理のための道路掘削等の使用を承諾していること。ただし、一部権利者の所在不明等特別の事情により管理者がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(7) 私道に布設した配水管に新たに給水管を接続するものがあるときは、正当な理由がない限り、当該配水管への接続に承諾していること。

(8) 配水管の整備を行うことにより、原則、別表1の戸数にて、即時給水が見込まれること。

(9) 配水管への切り替えを予定している給水装置の使用者又は所有者に、水道料金の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認める場合は、配水管整備をすることができる。管理者が特に必要があると認めるものとは、主に次の各号に掲げるものとする。

(1) 給水管が他人の土地等に設置され、維持管理上支障が生じているもの。

(2) 給水不良のため受水槽による給水を与儀なくされ、配水管整備によりこれを解消できるもの。

(3) 緊急に給水すべき事由があり、且つ配水管を整備することが公衆衛生の向上及び市民の生活環境の改善に資すると認めた場合。

(事前協議)

第4条 申請者は、あらかじめ代表者を決定し、配水管整備事前協議書(第1号様式)に必要書類を添えて管理者に提出し、事前協議を行うものとする。

(1) 事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行うものとする。

(2) 管理者は、事前協議の結果について回答書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(申請)

第5条 申請者は、前条の事前協議の結果に基づき、配水管整備申請書(第3号様式)に必要書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(配水管整備)

第6条 管理者は、前条の申請があったときは、これを審査しその必要があると認めた場合は、予算の範囲内において配水管整備を行うものとする。

(水道施設の設計等)

第7条 前条の規定に基づいて布設する配水管の設計・施工は、管理者が行う。

(その他)

第8条 その他、この基準に定めのない事項、必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1

連合給水管径	戸数	戸数 (ループの場合)
20mm以下	2戸以上	—
25mm	3戸以上	—
30mm	7戸以上	13戸以上
40mm	9戸以上	17戸以上
50mm	10戸以上	21戸以上